

農地法第4条・第5条許可申請について

番号	必要書類	備考
1	○ 許可申請書	2部提出
2	○ 土地の登記事項証明書	・3ヶ月以内のものです。 ・福井地方法務局でお取りください。
3	○ 地籍図	
4	○ 位置図	縮尺1/50,000 ないし 1/10,000
5	○ 付近図（住宅地図）	縮尺1/500 ないし 1/2,000
6	○ 配置図	建物または施設の配置（隣地からの距離、間隔等）を明示。上下水道の敷設も線で表示。
7	○ 施設図(平面図・立面図)	間取り、寸法等明示
8	○ 取水・排水計画図	給水管・排水管の敷設を表示
9	○ 被害防除策等概要書	区長・農家組合長の同意状況も記入
10	○ 資金計画書	
11	○ 融資証明書または残高証明書	残高証明は、通帳名義・残高欄のコピー可
12	○ 求積図	分筆登記をせずに一部を転用する場合
13	○ 資材置場・駐車場等事業計画書	資材置場、駐車場等の場合
14	○ 土地改良区の意見書	土地改良区内にあるとき
15	○ 地上権、永小作権、質権または賃借権にもとづく耕作者の同意書	地上権、永小作権、質権または賃借権にもとづく耕作者がいる場合
16	○ 地役権者、仮登記権者の同意書	地役権、仮登記権が設定されている場合
17	○ 道路、水路の管理者の意見書	道路、水路を利用する場合で、施設の維持管理に著しい影響を及ぼす場合
18	○ 法人の登記事項証明書	法人の場合
19	○ 定款、寄付行為、規約または規則の写し	法人の場合（原本と相違ない旨の証明必要）
20	○ 許認可証（申請書）写し	他法令の許認可を要する場合
21	○ その他必要な書類	

\* 正・副の2部提出してください。

\* 受付締め切りは、毎月10日です。

＜ 勝山市農業委員会 ＞ 〒911-8501 勝山市元町1丁目1-1  
TEL 0779-88-8115 / FAX 0779-88-1118